

東紀州環境施設組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める
規則

令和3年4月1日

規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により管理者の職務を代理する副管理者の順序は総務省が定める団体コード順とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。